

佐賀関大規模火災被災地土地利用再編方針検討業務委託に係る公募型プロポーザルについての質問・回答

寄せられた質問について、次のとおり回答いたします。

No.	質問項目	質問内容	回 答
1	実績要件について	発注先に関する要件(国・自治体等)の記載がございませんが、国・自治体以外(民間企業等)発注の業務実績も対象に含まれるかご教示ください。 ※参考資料として、弊社の実績である同種業務のテクリスを添付いたしますので、対象となるかご確認のほどよろしくお願いいたします。	参加資格要件における業務実績については、発注者を国、地方公共団体等に限定していません。そのため、民間企業等が発注した業務についても、業務実績の対象となります。 なお、添付いただいた個別の業務実績の該当性については、参加資格審査において提出書類に基づき確認します。
2	実績要件について	管理技術者及び照査技術者の実績要件について、組合施行の土地区画整理事業に関する同種又は類似業務は該当しますでしょうか。	No.1の回答をご確認ください。
3	実績要件について	管理技術者及び照査技術者の実績要件について、UR都市機構やその他民間企業等が発注した同種又は類似業務は該当しますでしょうか。	No.1の回答をご確認ください。
4	実績要件確認書類について	実績について、従事が確認できる書類として業務計画書等に代えて、テクリスの業務実績(役割が確認できるもの)の写しを提出してもよろしいでしょうか。	従事が確認できる書類として、テクリスの完了登録(登録内容確認書(業務実績))の写しを添付することは可能です。
5	配置技術者について	A社とB社の2社JVの場合、管理技術者をA社から、照査技術者をB社からと、異なる会社から管理技術者、照査技術者を配置してもよろしいでしょうか。	可能です。ただし、管理技術者は代表構成員に所属する技術者を配置してください。なお、配置にあたっては、実施要領に定める各技術者の要件を満たす必要があります。
6	参加申込書について	JVで申込する場合、指定の様式はあるでしょうか。	共同企業体で参加する場合の指定様式はありません。実施要領に定める参加申込書一式をご提出ください。 共同企業体で参加する場合、参加申込書の提出者欄については、共同企業体の名称及び代表構成員の代表者氏名を記載してください。所在地については、共同企業体の事務所の所在地を定めている場合はその所在地を、定めていない場合は代表構成員の所在地を記載してください。 参加申込書の添付書類である「会社の概要が分かる書類」については、すべての構成員分を添付してください。 また、共同企業体で参加する場合は、参加申込書に任意様式で共同企業体の構成員及び代表構成員を確認できる書類を添付してください。すべての構成員が実施要領に定める参加資格要件を満たす必要があります。 併せて、業務実施体制調書の技術者の所属・役職欄には、所属する会社名も記載してください。 共同企業体協定書の写しについては、提案書提出時に提出してください。

No.	質問項目	質問内容	回 答
7	提案書について	実施要領3p/2. プロポーザルに係る事項/(4) 提案書一式の提出/① 提出書類】 (イ) 提案書は、「様式自由:A3用紙2枚以内」とあります。これは、A3用紙片面2枚との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	プレゼンテーションについて	【実施要領5p/2. プロポーザルに係る事項/(6)プレゼンテーション・ヒアリング】 提案書をスライドにして、プロジェクターでプレゼンテーションすることは可能でしょうか。それとも提出した提案書を紙ベースでプレゼンテーションするとのことでしょうか。	提案書をスライドにして、プロジェクターでプレゼンテーションすることは可能です。その場合、提案書の提出期限までにデータをメールにて送付してください。
9	プレゼンテーションについて	【実施要領5p/2. プロポーザルに係る事項/(6)プレゼンテーション・ヒアリング】 プレゼンテーションの参加人数に上限はありますでしょうか。また、発表者は管理技術者・照査技術者以外でも可能でしょうか。	プレゼンテーションの出席者は4名までとします。また、発表者は出席者のどなたでも構いませんが、管理技術者及び照査技術者は必ず出席してください。なお、プレゼンテーションの実施方法等については、参加資格確認結果とともに通知します。
10	仕様書について	仕様書第4条(業務対象地域)について、「住宅エリア約2.3ha(以下「被災エリア」という。)」とあるが、この2.3haは別紙2復興イメージ図のゾーニング②居住ゾーン、③複合交流ゾーン、④安全・安心まちなみ形成ゾーンにまたがるという理解でよろしいでしょうか。	住宅エリア約2.3haは概ね別紙2復興イメージ図の赤点線で囲まれた範囲です。そのため、ゾーニングとしては、ご認識の通り、②居住ゾーン、③複合交流ゾーン、④安全・安心まちなみ形成ゾーンにまたがっています。
11	仕様書について	【仕様書1p/第4条(業務対象地域)】 「住宅エリア約2.3ha」とありますが、これは「別紙2.復興イメージ図(被災地ゾーニング図)」における「②居住ゾーン(自立再建含む)」との理解でよろしいでしょうか。	No.10の回答をご確認ください。
12	仕様書について	仕様書第5条(計画策定の前提条件)について、居住継続意向を示している住民の年齢・職種・世帯構成及び、区域内の業種業態別事業所数と従業者数をご教示ください。	ご質問の居住継続意向を示している住民の年齢・職種・世帯構成及び区域内の業種業態別事業所数と従業者数については、個人又は事業者を特定し得る情報を含むため、公表は行いません。
13	仕様書について	仕様書第6条(業務内容)について、「土地マッチング」の定義及びマッチングさせる対象範囲をご教示ください。	「土地マッチング」とは、住宅再建希望者の再建地における接道状況の改善や敷地規模の確保を図るため、土地所有者の意向を踏まえ、住宅再建に必要な土地の組合せを検討することを想定しています。マッチングの対象範囲は、仕様書第4条(業務対象地域)のとおりです。
14	仕様書について	仕様書第6条(業務内容)1. (2)公共施設配置素案の検証について、配置案の検証とあるが、別紙2で示されている復興イメージ図以上の具体的な配置案が示されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	仕様書について	仕様書第6条(業務内容)2-(3)住宅再建希望者個別説明支援における個別説明の想定実施回数は、住宅再建希望者10戸に対し各2回＝約20回と考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。